芦屋大学 不正防止計画表

	2022年度 公的研究費不正防止計画	2022年度 履行状況	2023年度 公的研究費不正防止計画
'	(継続)ガイドライン改正(令和3年2月) により求められている内容を検討し、規 程およびガイドライン(内規)等の改訂を 実施する。		(継続)ガイドライン改正(令和3年2月) により求められている内容を検討し、規 程およびガイドライン(内規)等の改訂を 実施する。
2	(継続) 専任教員、新規雇用者(学生等含む) および事務職員(新規担当者)等の公 的研究費の運営・管理に係る全ての構 成員を対象にコンプライアンス教育(e- Learing)を実施する。	(実施) 該当者を対象にコンプライアンス 教育を受講した。	(継続) 専任教員、新規雇用者(学生等含む) および事務職員(新規担当者)等の公 的研究費の運営・管理に係る全ての構 成員を対象にコンプライアンス教育(e- Learing)を実施する。
3	(継続) 専任教員、新規雇用者競争的資金等 運営・管理に係る全ての構成員を対象 にアンケートを実施していく。	(実施) 研究機関不正行為防止取組ア ンケートを実施した。(意識調査)	(継続) 専任教員、新規雇用者競争的資金等 運営・管理に係る全ての構成員を対象 にアンケートを実施していく。
4	(継続) 前年度同様に、誓約書を提出させる。	(実施 該当者から誓約書を提出され	(継続) 前年度同様に、誓約書を提出させる。
	(継続) 前年度同様に、必要に応じて誓約書を 提出させる。	(未実施) 初回取引及び50万円以上の取	(継続) 前年度同様に、必要に応じて誓約書を 提出させる。
6	(継続) 次年度の不正防止計画の策定し、HP へ掲載する。	(実施) 大学HPに不正防止計画の掲載 を実施した。	(継続) 次年度の不正防止計画の策定し、HP へ掲載する。
	(継続) 発注業務は、原則10万円以上は、事務 部門、10万円以下は、事務部門又は研 究者が行い、全製品の検収作業は、事 務部門が行う。	(実施) 10万円以下は、研究者が発注 し、10万円以上は、大学総務で 発注を行い、全ての購入した物 品については、検収作業を実施	(継続) 発注業務は、原則10万円以上は、事務 部門、10万円以下は、事務部門又は研 究者が行い、全製品の検収作業は、事 務部門が行う。
8	(継続) 研究活動の不正防止等に関する基本 方針をHPに公開する。	(実施) 大学HPに公開済み。	(継続) 研究活動の不正防止等に関する基本 方針をHPに公開する。
9	(継続) 前年度同様に研究倫理リーフレットを学内ポータルサイトにアップする。また、入 学時に新入生へリーフレットを配布する。	(実施) 学生ポータルサイトに公開し入 学時にリーフレットを配布を行っ た。	(継続) 前年度同様に研究倫理リーフレットを学 内ポータルサイトにアップする。また、入 学時に新入生へリーフレットを配布す る。
10	(一部変更) 科学研究費と個人研究費を網羅した公 的研究費ガイドラインの作成する。	(実施) 公的研究費ガイドラインを作成 し、本学の専任教育へ配布を 行った。	(一部変更) 科学研究費と個人研究費を網羅した公 的研究費ガイドラインの作成する。
	(継続) 啓発活動のポスター等2022年度版を作 成する。	(実施) 啓発ポスターを作成した。	(継続) 啓発活動のポスター等2023年度版を作 成する。
12	(継続) 監査計画を随時見直し、効率化・適正 化を図る。	査を実施した。	(継続) 監査計画を随時見直し、効率化・適正 化を図る。
13	(継続) 上記で見直しした対応策について、コン プライアンス教育や啓発活動を活用し、 構成員に対して周知する。	関わる全ての構成員に周知を図るとともに、学生等に対し、小冊子を作成、配布し周知を徹底し	(継続) 上記で見直しした対応策について、コン プライアンス教育や啓発活動を活用し、 構成員に対して周知する。
14	(継続) 不正を発生させる要因がどこにどのよう な形であるのか、機関全体の状況を整 備し評価する。	(実施) 防止計画推進部署が不正防止 計画表を策定、実施し、実施状 況を定期的に確認し、不正発生 要因を分析している。	(継続) 不正を発生させる要因がどこにどのよう な形であるのか、機関全体の状況を整 備し評価する。
15	(新規) 学部生の3年生、4年生にゼミ内で担当 指導教員より研究倫理教育を実施、院 生には、eラーニング受講を実施する。	(実施)学部生へは担当指導教員より冊子を使用して研究倫理教育を実施をし、院生については冊子配布とeラーニングの受講を実施した。	(継続) 学部生の3年生、4年生にゼミ内で担当 指導教員より研究倫理教育を実施、院 生には、eラーニング受講を実施する。
16			(新規) 学部生、院生の対象者に、「研究倫理 教育意識調査」を実施する。